

ふれまい

第54号



中野獅子舞（津市一身田中野）

2018.1



公益社団法人 津法人会

● 目 次 ●

新春ご挨拶 <津法人会正副会長>	1
年頭のごあいさつ　名古屋国税局 課税第二部長 中川 政晴 様	2
新春インタビュー <津税務署>	3
平成29年度納税表彰	7
第34回法人会全国大会(福井大会)	8
平成30年度税制改正に関する提言(要約)	9
リレー訪問 ☆おじゃまします☆	
第73回 林建設(株) 代表取締役 林 廣明 様	14
第74回 学校法人 藤田学園 藤田保健衛生大学七栗記念病院 事業部 部長 川出 陽一 様	16
ふれあいコーナー	
私事ですが(この60年間) ミフジ(株) 三藤 治喜 様	18
新年にあたり (株)中川製作所 代表取締役社長 中川 雅弘 様	20
「新春を迎えて」 (株)中部都市建築設計事務所 山路小百合 様	21
目でみる法人会活動	
税制委員会 平成30年度税制改正要望活動	22
今後の行事予定	22
三重県と県内市町からの重要なお知らせ	23
目でみる法人会活動	
研修委員会 秋の研修会 全体研修会	24
厚生委員会 会員親睦ゴルフ大会 研修バス旅行	25
支部研修会 津北・橋北・安芸支部合同研修会 東橋内・西橋内西郊支部合同研修旅行	26
税を考える週間行事 津まつり広場 税に関する作品の表彰式	27
新しい仲間のご紹介	28
税務署からのお知らせ	
税務署へ提出する申告書や申請書等について	29
女性部会 はぐるまコーナー	30
東海税理士会津支部会員名簿(平成29年12月1日現在)	32
税務署からのお知らせ	
納税証明書のオンライン請求について	34
確定申告会場のご案内	36
趣味の俳句、短歌、川柳コーナー 津市 落合 利子 様	37
事務局だより	37

謹んで新春のお慶びを申し上げます



会長伊藤歳恭



副会長鈴木秀昭



副会長中川千恵子



副会長辻正敏



副会長橋本幸司



副会長宮木康光



副会長菅内章夫



青年部会長亀井隆典



女性部会長廣田都

[法人会の理念]



法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長

中川政晴

平成30年の年頭に当たり、公益社団法人 津法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出、生産、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどにより、景気は拡大しております。また、この地域においては、2027年予定の「リニア中央新幹線」の開業を見据えた名古屋駅周辺の再開発が進んでおり、新しい名古屋の玄関口として、名古屋駅直結の超高層複合ビル「ゲートタワー」が開業するなど大いに活気付いております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、史上最年少でプロ棋士となった愛知県出身の藤井聰太四段の活躍や、秋篠宮家の長女・眞子様の御婚約発表といった大変喜ばしい出来事がありました。このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。

国税当局といたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

具体的には、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しておられます。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。皆様には、これまでe-Taxやマイナンバー制度の普及・定着をはじめ、消費税の軽減税率制度や税を考える週間、確定申告期における税の啓発活動などに、多大な御支援をいただいております。

このような御協力に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げる次第でございます。

最後になりますが、公益社団法人 津法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

新春インタビュー



あけましておめでとうございます

1 新年あいさつ

(法人会) 新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。

(署長) 明けましておめでとうございます。 貴会の皆様方には日頃から税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を頂いておりますことに、心より感謝を申し上げます。本年もどうかよろしくお願いをいたします。



飯田敏博
署長

2 津署に勤務しての感想

(法人会) 着任されてから半年がたちました。 津税務署は初めての勤務ということでしたが、半年たった印象、感想はいかがでしょうか。

(署長) 三重県は南北に長い県ですが、私は三重県の勤務としては3署目ですが、最初は、南(尾鷲)、次に北(四日市)、そして、今回、県の中心である津に勤務することとなりました。まさに、三重を縦断し、三重のよさを堪能している感じです。(笑)



伊藤歳恭
会長



小池一彰
副署長

この夏には、休みを利用して、妻と管内の名所を訪ねたり、名物をいただきたり、また、秋には「津まつり」等も拝見させていただきました。 津は、県庁所在地ということもあり、地域経済の中核でありながらも、歴史や伝統に彩られた落ち着いた街という印象です。

加えて、この半年の間、会員の皆様方と親しく接する機会に恵まれ、地元の皆様の人柄のよさを感じているところです。

仕事の面、津の税務署については、職員一人一人が税務職員としての自覚と責任を持って職務に精励をしており、頼もしく感じています。 私としても、明るく風通しのよい、働きやすい職場環境づくりに心がけております。

3 本年の抱負

(法人会) 新たな年を迎えて、本年の抱負はどのようなものでしょうか。

(署長) 税務を取り巻く環境は、年々厳しさを増している状況の中、税務行政を円滑に遂行するため様々な課題に対して真摯に向き合ってまいります。また、個人的には、

定年まで残り3年余りとなり、どんなポジションで仕事をすることになろうとも、一年一年、己を信じて、努力してまいりたいと考えております。着任時、会報でプロフィールにあげましたが、『自分らしく自然体』(モットー)です。

4 税務行政の取組

(法人会) 最近の税務行政の取り組みについてお聞かせください。

(署長) 経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改革が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正かつ公平な課税と徴収の実現に向けて努力していきたいと思います。



葉山俊郎
委員長

納税者サービスの充実については、納税者の皆様に対し、親切、丁寧な応対を行うことと、e-Taxや確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告手段の一層の拡大を図りたいと思っております。

適正かつ公平な課税と徴収の実現については、よく言われますが、国税庁が発足した時に、GHQ高官のハロルド・莫斯氏から贈られた言葉、「正直者には尊敬の的 悪徳者には畏怖の的」。

税務職員たるもの、この言葉を胸に刻んで、適正な申告を行っている納税者の皆様に不公平感を与えないよう、悪質な納税者には厳正な態度で臨んでいきたいと思います。

ともあれ、税務行政を行っていく上で一番大切なことは、国民の皆様の信頼を得ることだと思います。私どもは、限られた人的・物的資源を最大限に活用し、職務に精励していく所存であります。



橋本幸司
副会長



山澤満久
一統括



西畑蓮一
副委員長

(法人会) 本年度、特に力を入れていくような取組などはありますか

(署長) 特に、これだけと言うことはありませんが、直面する課題に真摯に取り組んでいくだけです。

従来から、機会あるごとにお願いをしておりますe-Taxの拡大につきましては、私どもも重要課題と認識しており、法人税及び消費税、源泉所得税はもとより法定調書等での利用拡大に、引き続き取り組んでいきます。

また、今年もまもなく個人事業者等の「平成29年分の確定



藤田勝久
副委員長



尾崎正彦
委員

申告」が始まります。

本年も昨年同様、2月16日から3月15日の間、「三重県教育文化会館本館5階」で申告会場を開設いたしますが、例年、大変混雑をいたします。長時間待っていただく必要がないということで、御自身や従業員の方で確定申告が必要な場合には、是非e-Taxでの申告か、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成していただくことをお薦めいたします。どちらも自宅で作成ができ、自動計算機能も備えているなど非常に便利なものとなっています。

あと、もう一つ。ご承知のとおり、来年、平成31年10月から消費税率が10%に引き上げるとともに、新たに「軽減税率制度」が導入される予定です。

私どもとしましては、制度の実施に向けて、事業者の皆様に必要な準備を進めていただくことができるよう、制度等の内容をご理解いただくことができるよう、周知・広報を図っているところです。

貴会では、昨年9月、一早く「改正消費税」にかかる説明会を開催していただき、誠にありがとうございました。

軽減税率制度は、料飲業者だけでなく、飲食を伴う会議費、交際費など、基本的にすべての事業者が関係してきます。今後一層の周知・広報に努めていきますので、貴会におかれましても、引き続きのご支援をよろしくお願ひいたします。



池田和司
委員

5 法人会に対して、感想など

(法人会) 最後に、津法人会に対しての感想、期待することは何でしょうか。

(署長) 昨年7月の着任後、初めて見せていただいたのが、「夏休み親子映画会」でした。

県下の同様の行事において、その規模、参加人数は、津法人会が一番と聞いておりましたが、会場に行ってみて、参加者の多さに本当にびっくりしました。映画の前の「税金クイズ」では、手作りのキャラクターも出演し、楽しみながら税についての勉強ができ、参加された子供たちの熱い眼差しと笑顔が印象的でしたし、精力的に活動される皆様の熱意とやる気がひしひしと伝わってきました。また、例年この時期には、管内の小学生を対象とした「租税教室」への講師派遣



高橋恵子
広報委員



加藤永子
広報委員

に取り組んでいただいております。ゆるキャラも登場し、たいへん盛り上がる授業だと伺っております。

そのほか会員のニーズを捉えた各種研修会・講演会の開催など多彩に、活発に活動を展開されており、このような成果を挙げる裏には、皆様の献身的なご努力があってのことと、心より敬意を表するとともに、改めて感謝を申し上げます。

先にも言いましたが、税務を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、様々な課題に適切に対応し、私どもに与えられた使命を果たしていくためには、皆様のお力添えが是非とも必要と考えております。どうか、今後とも一層のご理解とご協力を願いいたします。

最後に、来年、全法連の大会が、三重県で、津のサオリーナを会場として開催されると伺っております。 当日まで、準備等大変ご苦労だと思いますが、素晴らしい大会となり、成功裏に終わることを心よりお祈りいたします。



<新春インタビューご出席者>

津税務署

署長

飯田敏博様

副署長

小池一彰様

法人課税第一統括官

山澤満久様

(公社) 津法人会

会長

伊藤歳恭

副会長

橋本幸司

広報委員長

葉山俊郎

広報副委員長

西畠蓮一

広報副委員長

藤田勝久

広報委員

池田和司

広報委員

尾崎正彦

広報委員

高橋恵子

広報委員

加藤永子

平成29年度納税表彰

財務大臣表彰



鈴木秀昭氏

(公社)津法人会・副会長
関西紙業(株) 取締役会長

名古屋国税局長表彰



三浦義秀氏

(公社)津法人会・常任理事 組織委員長
共立印刷(株) 代表取締役会長

津税務署長表彰



伊藤歳恭氏

(公社)津法人会・会長
株百五銀行 取締役頭取



平松正彦氏

(公社)津法人会・理事 研修副委員長
株ヒラマツ 代表取締役会長

平成29年度 納税表彰式



平成29年度 税制改正要望全国大会

第34回法人会全国大会（福井大会）

10月4日(木)福井県福井市の福井県産業会館で開催し、税制改正提言の報告が行われ、当会から4名が参加しました。



平成29年10月4日(木)（於）福井県産業会館

平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を
構築するため、
適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、
税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。
本格的な事業承継税制の創設により
事業の継続を！

大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に制定した「理念」をもとに、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正のに関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるが、未だ「好循環サイクル」には至らず、依然として力強さを欠いている。さらに、世界経済においては、アメリカの保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性が増してきている。

持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、アベノミクスの柱である成長戦略において、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。また、国家的課題である財政健全化については、プライマリーバランスの黒字化に向け、規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

法人会が長年に亘り提言してきた「法人実効税率20%台」は実現したところであるが、眞の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成30年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ福井の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成29年10月5日
全国法人会総連合全国大会

平成30年度 税制改正に関する提言（要約）

＜基本的な課題＞

I 税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高がGDPのほぼ2倍の1,000兆円を超えた我が国の財政は、先進国の中で群を抜いて悪化したままである。行政サービスという国民の「受益」と、その財源を賄うべき税や社会保険料といった国民の「負担」のアンバランスが依然として解消されず、借金に頼ってきたからである。

「中福祉・低負担」とされる構造から脱却できない社会保障分野は、それを象徴している。先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化社会に対応するには、受益を大胆に抑制し、「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」を目指す以外に、持続可能な社会保障制度と財政健全化を両立させるための現実的な方法はない。

「社会保障と税の一体改革」はその一步だったが、中身は大きく変質してしまった。「負担」にあたる消費税率10%への引き上げが2019年10月へ再延期される一方で、「受益」の方は重点化・効率化がなかなか進まないどころか、社会保障の充実を先行させているのが現状といえる。

これは明らかに財政規律が緩んでいたからであろう。国家的課題である持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立ができなければ、国民の将来不安を増幅し成長を阻害する要因ともなる。政府に求められるのは一刻も早く財政規律を立て直すことである。そして厳しい税財政改革を断行し将来に備えねばならない。

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太の方針2017）は、財政健全化目標を変更した。これまでの「2020年度までに基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）を黒字化し、その後、債務残高対GDP比を安定的に引き下げる」から、「2020年度PB黒字化を維持しつつ、「同時に債務残高対GDP比の引き下げを目指す」としたのである。

財政健全化はフローとストック両面から進めね

ばならないから、PBと債務残高の改善を目標とするのは当然である。しかし、債務残高対GDP比の引き下げにPB黒字化と「同時」という文言が加わったことで、健全化目標は大きく変質したとされる。

内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、PBは2020年度で8.2兆円の赤字が残り黒字化目標は絶望的である。一方の債務残高対GDP比は今年度の189.5%から179.3%へと低下していく。高い名目成長率の想定と異次元緩和持続による利払い費低下などを勘案すれば当然の帰結といえよう。すでに2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標の達成は、消費税引き上げ再延期などにより不可能とみられており、今回の目標変更は2020年度目標未達成の批判を和らげる狙いとの指摘が多い。

「債務残高対GDP比」は債務残高が増加しても名目成長率がそれより高ければ一時的に引き下がることから、歳出拡大圧力を誘引する側面もある。また、いずれ金融が引き締めに向かえば、現在と逆のパターンをたどり債務残高対GDP比が上昇に転じることに留意せねばならない。

昨年度の国の税収は当初予算を大幅に下回ったうえ、前年度実績をも割り込んでおり、高成長を背景とした税の自然増収に頼る財政健全化計画は急速に説得力を失いつつある。真の財政健全化を達成するためにはPB黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増額額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。この2年間にお

いては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していくかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

その意味で、診療報酬と介護報酬の同時改定の年となる来年度は、今後の給付抑制を占ううえでの試金石といえる。とりわけ、診療報酬は引き下げ要因をこれまで「薬価」のマイナス改定に依存していただけに、医師の人工費にあたる「本体」にどう切り込むかが焦点となろう。

社会保障と税の一体改革工程表との関係では、消費税引き上げが再延期される一方で、保育士や看護士の待遇改善などの充実策が先行実施された。これらの施策は少子化対策として必要不可欠ではあるが、安定財源の同時確保が何より重要である。また、「骨太の方針2017」が盛り込んだ「幼児教育・保育の早期無償化」に向け、その財源として検討対象となっている「子ども保険」の創設についても、慎重であるべきと考える。この種の財源としては税の方が妥当との意見や、保険料の負担面で世代間に不公平が生じるなどの意見が強いからである。

超高齢化社会が到来した今、社会保障は「公助」

に多くを頼るのでなく「自助」「共助」の役割をどう組み合わせていくかが重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした視点を踏まえた客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。
給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度してきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、消費税引き上げが必要なことは指摘した通りである。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであり、改めてこうした経緯を想起する必要がある。

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。行革が遅々として進んでいないようにみえるのは、この精神を忘れているからであろう。

衆議院では選挙制度改革をめぐり「1票の格差」是正を目的とした定数の見直しは行われたが、抜本的な議員定数削減には至っていない。税金が含まれている政治資金についても、不適切とされる支出が近年目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

もはや改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまで指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収税確保などの観点から極めて問題が多いからである。

低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であり、インボイスについても単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるので、導入の必要はない。また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用段階に入ったが、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、制度を有効に機能させるには国民の信頼

が何よりも重要であることから、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。国民の利便性を高める観点からは、e-Taxやe-LTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けている。しかし、長期にわたる異次元緩和にもかかわらず、デフレ脱却を意味するインフレ目標2%の達成は2019年度までさらに先送りされ、また国民の実質所得と個人消費や設備投資がつながる「好循環」サイクルにも至っていない。

円安や減税などで企業の収益力は高まり業績は好調である。失業率は極めて低い水準で完全雇用状態が続いている。しかし、賃金の上昇は期待を大きく下回り、多くは内部留保として積み上がっている。

法人実効税率こそ「20%台」が実現したが、その成果は定かではない。肝心な規制改革では農業や医療、労働市場などの岩盤規制の核心には踏み込まないまま、働き方改革や人材投資・教育などのソフト面に重心を移している。新たな戦略として打ち出したAI(人工知能)やあらゆるもののがネットにつながる「IoT」も、規制緩和が伴わなければ効果は減じられよう。

明らかに成長戦略は減速している。アベノミクスの先導役を果たした異次元緩和も、副作用が指摘され始めるなど限界が近づいているといわれる。

持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で29.97%（平成30年度29.74%）となり、政府目標の「20%台」が実現した。このため、税率引き下げの条件となった賃金引き上げや対日投資促進などで、さらに明確な成果を引き出す方策が求められる。

ただ、O E C D 加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の中位は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経

済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

- ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③ 対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正を図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。

ただ、地域活性化策として一部で評価されている「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼

品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。総務省が本年4月、過剰な返礼品に一定の制限を設けたのは当然の措置といえる。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

財政調整基金など地方の基金残高総額が21兆円(27年度決算)に膨らんだことも、「地方は国の仕送り(地方交付税)を貯金している」として問題視されている。総務省では各地方公共団体の基金増加の背景や要因を把握・分析することにしているが、国のPBが大幅赤字で地方のそれが黒字という財政状況を考えれば、地方交付税総額の相応の削減は避けて通れない。

そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による

本邦機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。

基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化とともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求

める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度~32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、昨年4月に起きた熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いかたない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



☆おじゃまします☆



林建設株式会社

代表取締役 林 廣 明

津市久居北口町2661-79

TEL 059-254-0321

Q1. 会社のお仕事（事業内容）は。ご創業はいつですか。

- ・内容は、総合建設業です。
- 創業は、平成4年4月です。

Q2. 社是とか会社のモットーはございますか。

- ・スピーディーな仕事をきれいにきちんとさせていただくことです。

Q3. 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

- ・地元（久居）に創業25年ですが、建設業という信頼度の高い業種ゆえに、営業年数、資産、資金など、たいへん苦労しました。
- やっと1人あるきという感じです。



Q4. これからの展望とか夢はござりますか。

- ・地元優先で、愛知、岐阜にもエリアを増やしていきたいと思います。

Q5. 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

- ・特にありませんが、法人税についてはもっと下げていただきご検討お願いします。

Q6. お子様のころ、どのような将来に夢をお持ちでしたか。

- ・世のためになる人。マラソンランナー等です。

Q7. 健康のために何かなさっていることは。

- ・2匹の犬の散歩です。1匹につき3,000歩です。

Q8. ご趣味は何ですか。

- ・魚釣りと 酒を飲み交わすこと、そして農業を少々やってます。

Q9. お好きな言葉とか 座右の銘とかござりますか。

- ・初心忘るべからず。

Q10. 何かPRされることはござりますか。

最後に何か一言ございませんか。

- ・薄利多売で良い商品（建物）を安く施工することです。

法人会の皆様 よろしくお付き合いお願いします。



平成27年 施工物件
四日市市 賃貸マンション

☆おじゃまします☆



学校法人 藤田学園
藤田保健衛生大学七栗記念病院

事業部 部長 川出陽一

津市大鳥町424番地1
TEL 059-252-1555

Q1. 会社のお仕事（事業内容）は。ご創業はいつですか。

- 昭和62年4月開設です。

事業内容 : 病院

診療科は内科、緩和ケア・外科、リハビリテーション科、歯科

名 称 : 開設時「藤田保健衛生大学七栗サナトリウム」

現在 「藤田保健衛生大学七栗記念病院」

仕事内容 : 役職は事務部 部長

内容は病院長、副院長、看護部長のサポート
と総務・経理・医事課総括

以上です。

Q2. 社是とか会社のモットーはございますか。

- 病院理念

「独創一理」の建学の精神に基づき、積極的に新しい医療を提供して、患者様から信頼される病院を目指します。

Q3. 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

- 現在の病院は医療の質の高さやチームワークが求められている中、事務職がどこまで病院全体をサポートし運用・運営を求められ頭を抱えています。
毎日が、勉強とトラブルの連続ですが職員が一丸となれるよう今後も頑張ってまいります。

Q4. これからの展望とか夢はございますか。

- 近い将来、超高齢化社会の到来が予測される中で、急性期病院以降の回復期リハビリテーションや緩和ケアの役割が重要となっています。
この医療分野の先進をみつめ、充実した医療体制を築きあげながら、患者さまお一人おひとりの気持ちに寄り添い、その人らしい生活の実現を応援しています。

Q5. 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

- 現状での医療費制度は非課税申告であるが、対医療機器、診療材料の購入時は課税申告といった一貫性のない病院側に不利な状況を開拓してほしいです。

Q6. お子様のころ、どのような将来に夢をお持ちでしたか。

- ・小学生までは、図画・図工が得意だったのでそれを活かせる職人に成りたかったのが本音で、サムエを着て陶芸や建具等の職人に憧れておりました。

Q7. 健康のために何かなさっていることは。

- ・厄年と3年前に、体調を壊し短期ではありますが闘病の経験もあります。
それからは、塩分や糖分の過剰摂取を控え、時間があるときにはウォーキング、ジョギングをしています。

Q8. ご趣味は何ですか。

- ・車（スポーツカー）が好きで、家族からヒンシュクをかいながらも二十歳から乗っています。とても楽しくて、自分でいじるのもしています。

経歴：カローラレビン（A E 8 6）

シルビア（S 1 3）

インスパイア

カリーナG T

R X - 8

フェアレディZ（Z 3 3）

アウディT T

Q9. お好きな言葉とか 座右の銘とかございますか。

- ・「人を大事にする」が好きな言葉です。

Q10. 何かPRされることはございますか。

最後に何か一言ございませんか。

- ・特にはございませんが、事務屋の経理出身ですのでいろいろと税務を教えていただけると幸いです。





私事ですが（この60年間）

ミフジ株式会社

代表取締役社長 三 藤 治 喜

新年あけましておめでとうございます。

誕生日が1月1日なのでまさしく今年から60歳です。「還暦」十干十二支が一巡しましたので、自分の人生も振り返りをして二巡目に備えたいと思います。

昭和54年(1979年)21歳

5月5日北アルプス立山連峰室堂雷鳥沢にベースを張って5日目連日の快晴に恵まれ、やや悪雪ながら、一乗越から弥陀ヶ原までの春スキーを存分に楽しんでいた。大学4回生春スキーはラストだなと思いつながら。11時20分ごろ2600メートル地点で何となく斜面に吸い込まれる感覚が襲った。気が付くと右足のスキーは外れ、左足一本で滑降していた。バランスに限界があり倒れると200メートルほど滑落した。這松の群生に突っ込み止まった。相当な急斜面を滑っていたようだ。体をチェックすると腰が動かない。右足が大腿部から10センチ外側にある。骨折か脱臼か。富山県警山岳警備隊のお世話になり当日中に下山。二日後には津まで何とか戻って、一年半の間、入院、手術、リハビリ、手術。その後は、「これで山をやめてなるものか」と翌年の秋には穂高の涸沢にいた。「これでスキーをやめてなるものか」と、スキー板を再び履いたのは2年後で志賀高原熊の湯だった。なんでそうなったのかよくわからないが、今でも吸い込まれてゆく不思議な力と何とも言えない快感を覚えている。

平成13年(2001年)43歳

5月に母を亡くし、しばらくして、気弱になっている父の病院の検査に同行、ついでに検査をした。予備検査で行った血液を調べたら、C型肝炎に感染していることがわかった。21歳の手術時の輸血らしい。母が生前、肝臓に気を付けるようにと口うるさく言っていた。亡くなった母が教えてくれたのだろうか。

平成14年(2002年)44歳

インターフェロン治療を受ける。7月から半年の予定で始めるも、4か月目でウィルス再燃のため中断、高熱、だるさ、脱毛、皮膚のかゆみなどの劣悪な副作用も収まる。

平成19年(2007年)49歳

49歳の11月から50歳の10月の1年間、2回目のペグ・インターフェロン治療を受ける。前回と同様大変な副作用の中、無理やり会社業務と治療を両立する。肉体的にも精神的にもボロボロになり治療を満了するも、ウィルスは駆逐できず、苦しんだだけだった。

40歳代と50歳代のインターフェロン治療していないときは、週3回の静脈注射「強力ミノファーゲンC」で症状を和らげる日々がしばらく続いた。長い間使用されている治療だが副作用もなく容体は正常域を維持できた。結果として無理にしんどいインターフェロン治療はすることもなかったのかもしれない。

平成29年(2017年)59歳

5月から7月までの三か月間、C型肝炎の新薬「ハーボニー」を投与。経口剤のため治療が楽なのと、ほとんど副作用がなかった。治療後ウィルスは検出されていない。

60年生きてほぼ三分の二の40年近くC型肝炎ウイルスと闘ってきたことになります。ただし自覚していたのは後半の16年ほどですが。

学生の頃北アルプス立山の空の青、岩の黒、雪の白しかないパラダイスで、吸い込まれてゆく不思議な力。40年間絶望は感じたことはありません。自信の方が強かったわけではありません。只々自分の可能性を信じ、目の前の課題を淡々とこなしてゆくだけでした。吸い込まれた不思議な力と解放してもらった不思議な力。ともにあまり違和感は感じません。たぶん感染があってもなくても、人生の重量感と充実感の度合いはあまり変わらなかったのだろうと素直に思えます。

これからまだしばらくは現世にお世話になると思いますが、相変わらず目の前の課題を淡々とこなしてゆくだけかもしれません。

こんなことをいうところを見ると、やっぱりちょっと年を取ったかな。

「ナタ目」

1. 森深く迷いいずれば

古きナタ目は導きぬ

人の心をしみじみと

なつかしうれし

小暗き道に

2. そはいばらいかにありとも

つとめひるきて共々に

愛の調べを刻みつつ

仰ぎて行かん

真白き峰を





新年にあたり

株式会社中川製作所

代表取締役社長 中川 雅弘

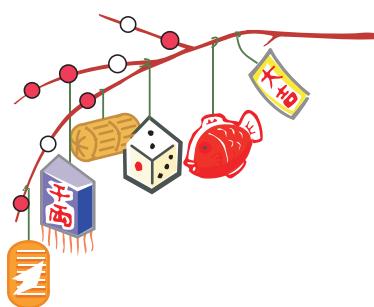
新年あけましておめでとうございます。

以前は青年部代表として広報委員を仰せつかっていたころもあり、これまでも諸先輩方の新年のごあいさつを楽しく拝読させていただいて参りました。私にもふれあいコーナーに年男として掲載していただく日がくるのかなあと漠然と思っていたのですが、今回その機会を与えていただき、あらためて月日が経つのはとても速いものだと実感しております。

私は1970年(昭和45年)6月24日生まれの現在47.5歳です。1970年は大阪万博が開催され、母とお腹の中にいた私は留守番、何年かあとに父と姉が大賑わいの会場で楽しそうに写っている写真を見せてもらったものです。マクドナルド1号店が銀座に出来たのもこの年です。

私の好きな言葉に「何かを成し遂げられるのは強みによってである。弱みによって何かを行うことは出来ない。もちろんできることによって何かを行うことなど到底できない。」というものがあります。これは経営の父と呼ばれるピータードラッガーの「明日を支配するもの」の中の一文です。これまでの人生を振り返ると、何かに挑戦するたびに、自分の弱さや失敗を悔いることが多かった気がします。しかし、経営者として干支をあと1周り全速力で駆け抜けるため、これからは自分のスタンスを少し変えたいと思います。全部ひとりでしようとせず、弱いところは周囲の人に助けていただきながら、自分の数少ない強みを磨きに磨き、社会のお役にたっていければと思います。さて、自分の強みと何なのか。ふれあいの新年号が発行されるまでには、しっかり整理をしたいと思います。

本年がみなさまにとりまして幸多き一年でありますようお祈り申し上げます。





「新春を迎えて」

株式会社中部都市建築設計事務所

山路 小百合

謹んで新春のお喜びを申し上げます。

法人会女性部会に入会させて頂きましたのも、ついこの間の事の様に感じておりましたが、早くも数年経ってしまいました。入会当初は戸惑いを覚えておりましたものの、租税教育の一環を担う夏休みの「子供映画会」等様々な事業活動毎に有意義かつ愉しく、そしてその前向きな姿勢からも諸先輩方から多くの事を学ばせて頂き、とても有意義で濃い時間を過ごさせて頂いたからだと思っております。

その様な機会に触れ自らも様々な恩恵に浴して今に至り、またその経験を繋げる事によって、これから社会のお役に立てる経験をさせて頂いた様に感じております。

さて、平成31年には津市の「サオリーナ」にて、最大のイベント「第36回法人会全国大会」が行われ、全国各地から多くの会員の皆様がお越しになり、「三重県の今」をご覧頂く事になるかと存じます。その滅多にない素晴らしい機会に、法人会、青年部会、女性部会の皆様と連携し、「三重県の魅力」を感じ満足して頂ける様にとおもてなしの心を大切にし、微力ながら一端を担っていける様に尽力して行きたく存じます。

今後、税の事を理解する事が出来、熱意と希望を持って活動に励んで参りますので、ご指導ご鞭撻の方宜しくお願ひ致します。

本年も皆様にとりまして幸多き年であります様、心からお祈り申し上げます。



目

でみる

法人会活動

◆ 税制委員会 ◆

● ● ● ● ● 税制改正要望活動 ● ● ● ● ●

平成29年11月29日(水)

三藤税制委員長とともに地元選出の国会議員と三重県知事、三重県議会議長及び津市長、津市議会議長を訪問し、「平成30年度税制改正要望」に基づき要望活動を行いました。

衆議院 三重1区・自民党 田村憲久議員

三重県知事 鈴木英敬殿

三重県議会議長 舟橋裕幸殿

津市長 前葉泰幸殿

津市議会議長 田中勝博殿



★☆★ 今後の行事予定 ★☆★

日程	行事内容	場開催所
2月5日(月) 13:30	新春講演会 「津市の中期展望」 津市長 前葉泰幸氏	サンワーク津
3月27日(火) 15:00	理事会(事業計画・予算)	津都ホテル
4月25日(水) 15:00	理事会(決算・事業報告)	津都ホテル
5月25日(金) 13:30 15:00	第6回通常総会 記念講演(未定)	津都ホテル
11月17日(土) 13:30	絵はがきコンクール表彰式・全体研修会	津都ホテル

個人住民税における特別徴収について 三重県と県内市町からの重要なお知らせです

三重県と津市では給与所得者の利便性を向上させるとともに、収入未済額の縮減につなげるため、法定要件に該当する事業主の皆様に個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています。

これまでの、給与支払者（事業主）及び法人会をはじめ各団体の皆様方には多大なご協力を賜り深く感謝申し上げます。平成30年度分の給与支払報告書の提出についても、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員も含め、全ての方の特別徴収をよろしくお願ひします。

【参考】特別徴収とは

給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（個人市民税+個人県民税）を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。

※平成29年度の給与支払報告書から給与所得者本人の個人番号と被扶養者の個人番号の記載が必要です。

※お問い合わせ先

制度の推進について 三重県津総合県税事務所 059-223-5020

賦課・徴収について 津市政策財務部市民税課 059-229-3130

地方税申告に eLTAX をご利用ください。

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）は地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告等を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。

地方税申告はネットが便利！
自宅で、オフィスで、らくらく申告！



※利用届出の提出及び詳しい情報はeLTAXホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

目で見る 法人会活動

◆ 研修委員会 ◆

● 秋の研修会 ●

平成29年9月13日(水) (於)三重地方自治労働文化センター

参加会員
46名

「営業秘密侵害事犯への対処方法等について」 「消費税の軽減税率制度について」

三重県警察本部生活安全部

津税務署法人課税担当官

約46名が参加され、熱心に受講いただきました。



● 全体研修会 ●

平成29年11月11日(土) (於)津都ホテル

参加会員
150名

「1000人きいてわかった！ “雑談力の磨き方”」

テレビ、メディアでおなじみの小西美穂氏をお招きし、政治記者時代に会得した雑談力について講演いただき、約150名の聴衆を魅了されました。



日本テレビ政治部解説委員

小 西 美 穂 氏



目で見る 法人会活動

◆ 厚生委員会 ◆

● 第15回会員親睦ゴルフ大会 ●

平成29年10月13日(金) (於)白山ヴィレッジゴルフコース

参加会員
38名

本会、青年部会、親密保険会社の大同生命保険様、A I U損害保険様他、10組38名の皆様のご参加をいただき、プレーを楽しみながら、情報交換、親交を深めていただきました。



● 研修バス旅行 ●

平成29年11月7日(火)

参加会員
44名

——浜松・おんな城主直虎ドラマ館・航空自衛隊エアパーク視察——

今年度も案内当初から申込みが殺到し、フル定員となる44名の皆様のご参加をいただき、車中、大変にぎやかな雰囲気のもと、情報交換の場となりました。また、国税庁作成のDVD「消費税の基本的なしくみ」「贈与税の申告手続き」を受講しました。



目で見る 法人会活動

● 支部研修会 ●

● 津北・橋北・安芸支部合同研修会 ●

参加会員
39名

平成29年10月24日(水)

税務研修会と平成31年10月に開催される法人会全国大会（三重大会）のメイン会場となる「サオリーナ」視察を開催しました。

「税のよもやま話」

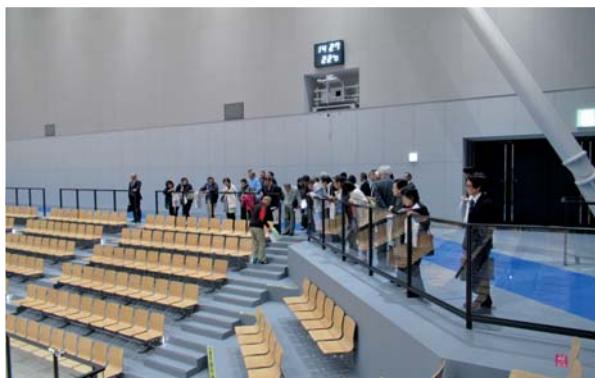
津税務署法人課税第一部門 統括国税調査官

山澤満久氏

「サオリーナ視察」

津市産業・スポーツセンター総括責任者

比良秀敏氏



● 東橋内・西橋内西郊支部合同研修旅行 ●

参加会員
26名

平成29年11月22日(火)

郡上八幡 食品サンプル作りと（通称）「モネの池」視察

「元祖食品サンプルふるさと」郡上八幡を訪ねて 食品サンプル作り体験とフランス画家モネの「睡蓮」を彷彿させる（通称）「モネの池」など 視察しました。

車中、国税庁作成DVD「e-TAX（電子申告）で申告する事前準備」「見逃さない、悪質な税金の滞納」を受講しました。



目で見る 法人会活動

◆ 税を考える週間行事 ◆

【津税務連絡協議会主催】

平成29年10月8日(日) (於) 津まつり広場

今年度も津まつり会場において、津税務連絡協議会の会員とともに「税の広場」を開催し、約1,000名の市民、子供さん達に税金クイズに参加いただき楽しんでいただきました。



【税に関する作品の表彰式】

平成29年11月12日(日) (於) アスト津

「税に関する習字、作文、標語の優秀作品」の表彰式が行われました。また津法人会女性部会が主催した「税に関する絵はがきの優秀作品」もあわせて、イオン津に展示されました。



新しい仲間のご紹介

ご入会ありがとうございます

平成28年12月9日～平成29年11月末

－順不同・敬称略－

支部名	法人名	所在地
津 北	(株) 大里食肉センター	津市大里睦合町2353
	(株) 豊田組	亀山市野村3-18-6
	(有) ジ一エム	津市大里睦合町2522
	(株) 長谷川建築積算	津市豊が丘4-31-4
	M R ホールディングス(株)	津市あのつ台4-6-3
	(有) 奥山組	津市栗真町屋町567
	(株) イクスピート	津市白塚町4938-32
	イワタニ三重(株)	津市栗真中山町145
	(株) ユニトップ	津市大里窪田町1807
橋 北	(株) 日塗建	津市栄町1-906
	三輝テクノ(株)	津市観音寺町604-113
	(株) イーティオー	津市島崎町179-52
西橋内西郊	(株) あきやん	津市一色町226-1
	(株) 赤塚総合経営研究所	津市鳥居町275 SOHO鳥居町102
	(株) 保険リード	津市片志袋町300-25
	(株) メディカルG E N	津市大園町4-29
	(有) 伊勢屋	津市中央2-1
	(株) 小林住宅	津市丸之内養正町3-25
橋 南	(株) はね調剤薬局	津市修成町1-19
	(株) 大新	津市三重町津興433-66
南 郊	(株) 菊谷電気商會	津市城山1-2-3
	(株) 津みなとパーソナル	津市高茶屋小森上野町1346-16
	(株) ケーエヌ建装	津市高茶屋小森上野町1306-6
	(株) 倉田モータース	津市雲出島貫町754-2
久 居	ユーティ一エム(株)	津市久居明神町2635
	白山開発(株)	津市白山町川口6262
	松本産業(有)	津市森町5000-8
	縁	津市川方町375
	(同) じねんどう	津市久居北口町15-7
	(学) 藤田学園藤田保健衛生大学七栗記念病院	津市大鳥町424-1
	(株) 雅建	津市久居小野辺町1573-2
	(株) 宇戸平工務店	津市久居寺町1232-26
	(有) リアライズ	津市久居明神町1180-9
一 志	東京レジャー開発(株)伊勢中川カントリー	津市一志町井生1743-2
安 芸	(株) 岡田商事	津市河芸町中別保277
	(株) エムエムテクノ	津市安濃町清水756-130
	(株) シヤノン	津市安濃町野口566-4
	(有) 創電サービス	津市安濃町今徳山出771-1
	S L I G コーポレーション(株)	津市芸濃町椋本2768-2

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの

記載

123....

+

本人確認書類の

提示又は写しの添付

が必要です!



本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの 持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房 マイナンバー

マイナンバーカードの
申請はお済みですか?

マイナンバーカードを
申請されて、受取を
忘れていませんか?

マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などについて、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

ホームページ

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

公的個人認証サービス ICカードリーダライタのご用意

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー



マイナンバー
カードって?

マイナンバーの提示と
本人確認が、これ一枚で
完結できます!

平成29年7月から始まる
「マイナポータル」に
ログインできます!※1

住民票の写しや
印鑑証明書を
コンビニで取得できます!※2



※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

内閣官房・内閣府・国税庁

女性部会の活動

租税教育
活動

第11回 映画会

日時 平成29年8月25日(金)

- ・午前の部 10:00～
- ・午後の部 13:30～

場所 三重県総合文化センター大ホール

- 内容
1. 税金クイズ大会
 2. アニメ上映 「ペット」

来場者数 1,800名

募集方法

津市教育委員会と市内の各教育事務所へ7月初め案内チラシを持参し、市内小学校児童に配布を依頼した。

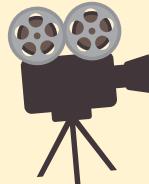
子供達の夏休み恒例の映画会も、今年で11回目となりました。

初めに税金クイズがあり、税金博士の出す問題を○×クイズでキャラクター達と一緒に楽しんでいただきました。

子供達が税金の仕組みや必要性に興味を持ち、家庭で親子が税金について話し合うきっかけが出来れば良いと思いました。

税金クイズの後はお楽しみの映画「ペット」の上映です。
皆さんに喜んでいただきました。

前川 貴恵



第11回(公社)津法人会女性部会映画会

上映 ペット

8月25日(金) 午前の部 10:00～12:10(9:30開場)
午後の部 1:30～ 3:40(1:00開場)

三重県総合文化センター 大ホール(全自由席) 入場無料

小学生対象ですので、保護者同伴でお越しください。

料金ご希望の方は午前の一部のいずれか・学年名・住所・氏名・電話番号・人数を記入欄にご記入の上、下記の方法で津法人会事務局へお申込みください。

☆ ハガキ FAX 0514-0006 津市広島町121 津法人会女性部会映画会 郵便にてお預け下さい
☆ FAX 059-227-6085 (裏面ご利用ください)

定員になり次第、締め切らせますので、お急ぎにお申込み下さい。
ご予約可で受けた場合はご連絡はございません。ご了承下さい。
振込料金はお支払い料金ですので、出来るだけ現金でお支払い下さい。
公共交通機関をご利用下さい。

お問い合わせ先
公益社団法人 津法人会事務局
TEL 059-225-1302

津法人会女性部会
「ミニモード」
「ミニオンズ」「ダブルヘッダー」

租税教育
活動

第5回 税に関する絵はがき コンクール表彰式

日時 平成29年11月11日(土)

場所 津都ホテル5階

津法人会会长賞、津税務署長賞、女性部会長賞、優秀賞・入選の児童12名に賞状と記念品が贈呈されました。

受賞作品は、ロビーに展示され、表彰式後に開催された講演会の来場者にご覧いただきました。

展示された受賞作品の出来ばえに来場者の皆様が感心されていました。

また、これは、全国法人会総連合女性部会連絡協議会の小学校高学年対象の租税教育活動です。

全国各県連単位会の中から選出された一作品が、毎年4月の全国女性フォーラムの会場で展示され、全国12地域の優秀な作品に対しては、全国法人会総連合女性部会連絡協議会会长賞が贈られます。受賞作品は、過去の作品も含め全法連のホームページで閲覧できます。

加藤 永子



どの作品も
素晴らしい出来栄えで
審査員も迷いました



国税庁
e-Tax
キャラクター
イータ君

e-Taxを使った 納税証明書の オンライン請求を ぜひご利用ください!!

とても
便利!

▶スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で
納税証明書請求
データを作成します。



オンライン請求

税務署窓口で 本人確認後に受取

窓口で書面により
請求する場合と比べ
短い時間で
受け取れます。

(請求日当日の受取を指定された
場合には、多少お時間をいただく
ことがあります。)

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!

メリット

1

手数料が安価です。

1税目 1年度
1枚 370円
(通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

詳しい手続は裏面を
ご覧ください。

国税庁

オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。

(代理人による受取には委任状が必要となります。)



自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

1

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2

オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。

(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4

納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送
または
電子ファイルで
受け取る
場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

①郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)

②e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。) (注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。



e-Taxの
利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp イーフラッシュ 検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、

[e-Tax・作成コーナーヘルプデスク](TEL:0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

確定申告会場のご案内

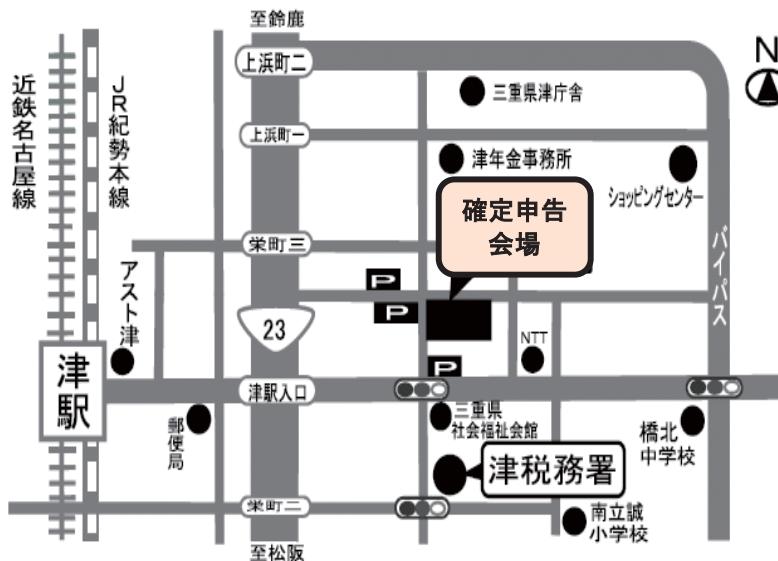
三重県教育文化会館 (本館5階)

- 受付内容**
- ・平成29年分所得税及び復興特別所得税の申告、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告、贈与税の申告
 - ・平成30年度個人市民税・県民税の申告

開設期間 平成30年2月16日(金)～平成30年3月15日(木)
開設は、平日のみですが、2月18日(日)、2月25日(日)の2日間は開設します。

開設時間 午前9時～午後5時(受付終了時間：午後4時)
会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

- ※ 開設期間中、税務署内では申告書の作成指導は行っておりませんのでご了承ください。
- ※ 作成済みの申告書は、郵送等により税務署にご提出ください。
- ※ 駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。



**三重県教育文化会館
(本館5階)**
津市桜橋二丁目142番地

- ◆ 近鉄・JR津駅東口より
徒歩約10分
- ◆ 三重交通「栄町三丁目」
バス停より徒歩約6分

お問合せ先

- ◆ 所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税について … 津税務署 (059)228-3131
※ 自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。
- ◆ 個人市民税・県民税について … 津市役所 政策財務部 市民税課 (059)229-3130

申告書等の作成は、国税庁HP (www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

● ● ● 趣味の俳句、短歌、川柳コーナー ● ● ●

●津市・落合 利子 様

カットする 気持ち新たに バースデー



● 事務局だより ●

1. 通常総会のお知らせ

平成30年5月25日(金) (於) 津都ホテル

通常総会 午後1時30分～3時00分

記念講演 午後3時00分～4時30分

講師 未 定

会員様におかれましては、総会における総会出席はがき、もしくは委任状提出にご協力お願いします。

2. 表紙写真のご紹介

★昔、伊勢の国に疫病が流行した時に、一本の大椿から33体の獅子頭を作り、各所の神社に分けて舞ったところ悪疫が治まったとされ、その内の一体がこの地に祀られる見初大明神の御神体で、3年毎の旧正月に奉納される獅子舞は、津市の無形民俗文化財に指定されています。

「中野のおっさん」として親しまれており、氏子の家々を巡る「門舞」では、笛や太鼓の音に合わせて勇壮に舞う獅子はもとより、小学生が務める「口取り」や「あと舞」の熱演に、大きな拍手や声援が湧き起こりました。

写真撮影：北出正之（百五銀行）

3. 会員の皆様へお願い

会員企業の所在地等変更がございましたら、公益社団法人津法人会事務局までFAXまたは書面にてご連絡下さい。

- 法人所在地の移転・変更
- 決算期の変更
- 電話番号・FAX番号の変更 等

- 事業種目の変更

- 代表者の変更

- 法人名の変更

- 資本金等の変更

● 広報委員会より ●

明けましておめでとうございます。

昨年も大変ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。本年も引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



[発行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館4階
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

[印刷] 共立印刷株式会社

法人会の経営者大型総合保険制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

就業障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

 大同生命保険株式会社

三重支社/三重県津市栄町1-840
TEL 059-226-1363

 AIU損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1 (森永三重ビル2F)
TEL 059-229-1581

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで*
月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

◎就労困難状態に該当している場合。
◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

〈引受保険会社〉

 アフラック

三重支社 〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0054 8月4日